

保育所・認定こども園(2号・3号認定)・地域型保育事業(小規模保育事業)利用者向け

令和元年10月1日から幼児教育・保育の**無償化**がスタート。

保育所・認定こども園(2号・3号認定)・

地域型保育事業(小規模保育事業)を利用される方はご確認ください。

保育所・認定こども園(2号・3号認定)を利用する方

【対象者・利用料】

- ◆ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。
※3歳児クラス：4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス
- ◆ 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- ◆ 副食費の町からの給付について、[第3子以降の子ども]の多子カウントは、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯のみ利用料が無償化されます。
- ◆ 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に給食費(主食・副食)が含まれていますので、新たな負担はありません。
- ◆ 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前の子どもを第1子とカウントして、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

地域型保育事業(小規模保育事業)を利用する方

【対象者・利用料】

- ◆ 保育料の無償化については、上記と同じです。
- ◆ 主食費・副食費については、これまでどおり保護者の実費負担はありません。

問い合わせ先: 中井町 福祉課 子育て支援班

TEL: 0465(81)5548

MAIL: fukushi@town.nakai.kanagawa.jp